

判決年月日	平成16年2月25日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第1部 (旧 第3民事部)
事件番号	平成15年(行ケ)371号		
○ 黒いシルエットで表された馬とこれに騎乗したポロ競技のプレイヤーの図形からなる商標が同じく馬とこれに騎乗したポロ競技のプレイヤーの図形を中心とし「R a l p h」と「L a u r e n」の両欧文字をその左右に表示してなる引用商標等との関係で商標法4条1項11号に該当しないとされた事例			

本件は、全米ポロ協会の権利を管理する同協会の100%出資の会社である原告が、黒いシルエットで表された馬とこれに騎乗したポロ競技のプレイヤーの図形からなり、商標法施行令1条別表の第21類の商品を指定商品とする商標（以下「本願商標」という。）について登録出願したところ、上記商標が上記引用各商標等の関係で商標法4条1項11号（以下「本号」という。）に該当するとして拒絶査定、拒絶査定維持の審決を受けたことから、これを不服として、その審決の取消しを求めた事件である。

本判決は、本願商標と上記引用各商標の図形が、外観、称呼、観念によって取引社及び需要者に与える印象、記憶を対比考察し、本願商標と引用各商標の各指定商品の類似性、引用各商標が周知著名性を獲得している商品の範囲について検討を加えた上、骨子次のとおり判示して、本件審決を取り消した。

本願商標を引用各商標に係る指定商品と同一又は類似する本願商標に係る指定商品に使用した場合に、その商品の取引者及び需要者にその商品の出所についての混同が生じるおそれがあるか否かについて検討するに、既に説示したとおり、本願商標の図形と引用各商標の図形部分とは、外観を全体として観察した場合、看者に異なる印象、記憶を生じさせるものであり、また、両者は「ポロ競技」ないしその略称としての「ポロ」の観念を生じさせるものである点で類似するといえるものの、後者が、引用各商標の周知著名性のゆえに、ラルフ・ローレンのデザインに係るファッション関連商品を表示する「ポロ」ないし「POLO」（「Polo」）を想起させるのに対し、前者は、通常は、単にラルフ・ローレンとは関係のない単にスポーツとしての「ポロ競技」あるいはその略称である「ポロ」を想起させるにすぎないものと考えられる。加えて、引用各商標ないし「ポロ」、 「POLO」（「Polo」）の略称が、ファッション関連商品以外の商品についても周知著名性を獲得していたと認めるに足りないことは、前記4(2)に説示したとおりである。

上記の諸点にかんがみれば、引用各商標に係る指定商品と同一又は類似する本願商標に係る指定商品に本願商標を使用するとしても、その商品の取引者及び需要者が引用各商標を想起し、引用各商標の兄弟ブランド又はファミリーブランドに係る商品であるかのようにその出所につき誤認混同を生ずるおそれは存在しないというべきである。そして、そのことは、本願商標の指定商品が日常的に使用される商品であって、その需要者が通常は特別の専門知識を有するものでない一般の消費者であることを考慮に入れても、変わりがない。

いというべきである。

したがって、本願商標の登録は本号に違反するものではない。